

大東市小中学校長寿命化計画改定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、令和2年3月に「大東市小中学校長寿命化計画」を策定したところだが、策定後5年目を迎え、社会情勢の変化や学校施設を取り巻くニーズの変化、また、将来の児童・生徒数の推移等に柔軟に対応するため、この度、現行計画の見直し、改定を行う。

改定に際しては、豊富な経験と高い専門知識を有する業者から企画提案を募集し、本業務を委託する上で最も適した業者を契約候補者として特定するため、プロポーザル方式により選定を行うものとする。

2 業務概要

(1) 名称

大東市小中学校長寿命化計画改定業務

(2) 業務内容

別紙「大東市小中学校長寿命化計画改定業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

3 予定価格（見積限度額）

11,792,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※見積書の金額が、予定価格（見積限度額）を超過した場合は参加資格を失うものとする。

※上記金額は契約金額を示すものではない。

4 実施形式等

公募型プロポーザル方式

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、参加資格の基準日は、参加表明書提出日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき、更正又は再生等手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 政治活動、宗教活動を主たる目的としている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 大東市建設工事等における入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 大東市暴力団排除条例に基づく排除措置対象法人等に該当する者でないこと。

- (7) 令和6年度までに、地方公共団体が発注した「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年3月）」に基づく同種業務の受注実績（既に履行が完了しているもの。）を有すること。
- (8) 業務期間を通して、本業務に従事できる管理技術者及び担当技術者を配置できること。

6 プロポーザル参加申込書の提出

プロポーザルに応募する事業者は、参加申込書及び指定された書類を提出するものとする。

(1) 申込方法

- ①提出期限：令和7年6月6日（金）※必着
- ②受付時間：午前9時～午後5時30分まで（開庁時間）
- ③提出書類

以下の書類を、インデックスを付けて、A4ファイルで提出すること。

	書類名	様式	備考
1	参加申込書	様式第1号	
2	誓約書	様式第2号	
3	会社の業務実績書	様式第3号	
4	業務実施体制調書	様式第4号	
5	会社概要書	様式第5号	・大東市入札参加資格者名簿に登録がない場合のみ
6	登記簿謄本又は 登記事項証明書 (全部事項証明書)	-	・大東市入札参加資格者名簿に登録がない場合のみ ・複写可 ・発行日から3カ月以内のものに限る
7	財務諸表の写し (直近1期分)	-	・「貸借対照表」及び「損益計算書」の写し、「法人税の確定申告書の控え」の写し(確定申告書に添付した全ての書類)

(2) 提出部数

1部

(3) 提出場所

担当窓口（8ページに記載）まで提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送による（必着）。郵送の場合は、必ず電話にて担当窓口まで到達確認を行うこと。

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに対する質問方法及び回答については、以下のとおりとする。

(1) 提出期限

令和7年6月2日（月）午後5時30分まで ※必着

(2) 質問方法

電子メール又はFAXにより、書面（任意様式）で提出すること。書面以外でなされた質問に対しては回答しない。なお、提出後は必ず電話にて担当窓口まで到達確認を行うこと。

(3) 回答方法

令和7年6月4日（水）、ホームページに掲載する予定である。なお、質問に対する回答は、本要領を補足するものとする。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年6月24日（火）午後5時30分まで ※必着

(2) 提出書類

以下の書類を、インデックスを付けて、A4ファイルで提出すること。

	書類名	備考
1	企画提案書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none">・提出者名を表記した表紙及び目次を添付すること・枚数は、表紙及び目次を除き、A4版20ページ以内（両面換算10枚）とする。A3版を含むことも可とするが、その場合は、A4版2ページ分と見なす。・提案者を特定できるような記述、表示をしてならない（表紙を除く） <p>≪提案内容≫</p> <ul style="list-style-type: none">①業務実施方針②仕様書「6. 業務内容」について、審査要領等を踏まえて、どのようにアプローチするのか、工夫するポイント等を具体的に記載すること。実行性のある改定とするため、また実効的なメンテナンスサイクルを確立するための独自提案も可とするが、その場合は、独自提案である旨を明記するとともに、有償の有無を記載すること。③業務工程表（本市と提案者の役割分担を明示すること）
2	見積書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none">・見積額は税込み金額とすること。また、消費税相当額が分かるように明記すること。・具体的な積算内訳が分かる資料を添付すること。

(3) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

※カラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。

※見積書の提出は正本のみで可

(4) 提出場所

担当窓口（8ページに記載）まで提出すること。

(5) 提出方法

持参又は郵送による（必着）。郵送の場合は、必ず電話にて担当窓口まで到達確認を行うこと。

(6) その他

企画提案書の記載内容について、確認の問い合わせを行う場合がある。

9 全体スケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは、以下のとおりとする。なお、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には行わない。

内 容	日 程
実施要領等の公示（公募開始）	令和7年5月23日（金）
質問書受付	令和7年6月2日（月）午後5時30分まで
質問書に対する回答（HPに公開）	令和7年6月4日（水）予定
参加申込書等の受付	令和7年6月6日（金）午後5時30分まで
一次審査の結果通知	令和7年6月11日（水）予定
企画提案書等の提出	令和7年6月24日（火）午後5時30分まで
企画提案書等の審査 （プレゼンテーション）	令和7年6月27日（金）
二次審査の結果通知	令和7年7月1日（火）予定
契約締結	令和7年7月上旬（予定）

※スケジュールに変更が生じた場合は、ホームページに掲載する。

10 審査方法

庁内に「大東市プロポーザル方式事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、別紙の「審査要領」に基づき、書類審査及びヒアリング等による審査を行い、契約候補者を選定する。なお、審査は二段階方式で実施する。

(1) 一次審査（書類審査）

「審査要領」に基づき、提出書類により審査を行い、評価点の高いものから3事業者程度を一次審査通過者として選定する。審査結果は、電子メールにより書面にて応募者に通知す

る。なお、応募者が3事業者以下であった場合は、一次審査は行わないものとし、二次審査において併せて審査するものとする。

評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	配点
会社の業務実績	過去5年間に完了させた同種業務の実績数（地方公共団体が発注したもの）	4点
業務実施体制	従事予定者数及び担当技術者の資格	6点
管理技術者の業務実績	完了させた同種業務の実績数（地方公共団体が発注したもの）	5点
担当技術者の業務実績	完了させた同種業務の実績数（地方公共団体が発注したもの）	5点
計		20点

(2) 二次審査（ヒアリング審査）

一次審査通過者に対して、「審査要領」に基づき、選定委員会による二次審査を実施する。具体的には、選定委員会がプレゼンテーション及びヒアリングを通じて以下に示す評価項目の提案内容を審査する。なお、価格提案については、プレゼンテーション及びヒアリングの対象外とする。

審査結果は、電子メールにより書面にて二次審査対象者に通知するものとする。

評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	配点
一次審査の評価点	—	20点
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の理解度及び取り組み意欲、発注者を支援する姿勢 ・業務実施体制（本業務を円滑に実施する体制が組まれているか） ・実行性のある計画に改定するための確かな手順、手法が提案されているか。 	10点

企画提案	小中学校の実態を把握する上で、的確な手法が具体的に提案されているか。有益な成果が見込まれる提案がなされているか。	15点
	効率的・効果的な施設整備を進めていく上で、有益な提案がなされているか。また、実施計画の見直しに関して、トータルコストの圧縮や平準化に資する有効な提案がなされているか。	15点
	整備方針・整備水準の見直しや詳細な検討を行う上で、耐用年数の考え方の整理等も含め、的確な手法が具体的に提案されているか。	10点
	事業者独自の有益で実現性のある提案がなされているか。	10点
	業務工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務項目が順序立てて整理され、全体スケジュールが適切且つ具体的に組まれているか。 ・各工程で想定される業務量が適切に工程計画に反映されているか。
価格提案	見積書の受注予定額について評価する。	10点
計		100点

(3) プレゼンテーション及びヒアリングについて

以下のとおり、一次審査通過者ごとにヒアリングを行う。

①実施場所

一次審査通過者選定後、別途通知する。

②出席者

配置予定の管理技術者の出席は必須とし、パソコン操作者を含めて4名以内とする。

③実施方法等

- ・「業務実施方針」、「企画提案」及び「業務工程表」の内容について、説明時間25分以内で説明すること（準備時間は含まない）。その後、25分程度の質疑応答を行う。
- ・説明の際、パワーポイントの使用を可とする。スクリーン、プロジェクターは事務局側で用意するが、パソコンは事業者側で準備すること。
- ・事前に提出した企画提案書等の内容の修正は認めない。ヒアリング時の追加資料の提

出及び提示も認めない。

1 1 契約候補者の公表

契約候補者選定後、速やかに次に掲げる事項をホームページに公表する。

- (1) 業務名及び業務概要
- (2) 契約候補者を選定した日
- (3) 契約候補者の名称及び所在地、契約候補者の評価点
- (4) 応募者数
- (5) その他必要な事項

1 2 契約手続き

- (1) 契約候補者に選定された事業者と本市との間で業務内容について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、協議が不調となった場合（失格事項に該当することが認められた場合を含む。）は、選定委員会により上位に順位付けられた事業者から順に契約締結に向けた協議を行うものとする。
- (2) 協議を行う場合でも契約金額については価格提案した金額以内とする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、採択された企画提案書を基にして詳細を協議するが、日程や内容等について、必要に応じて修正して実施する場合もありうる。
- (4) 受注者は、本契約に基づく業務を第三者に委託してはならないものとする。ただし、あらかじめ再委託する相手方の住所、事業者名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を本市に提出し、市の承認を得た場合はこの限りではない。
- (5) 後記 1 3 に記載した失格事項に該当することが発覚した場合は、契約締結後においても契約を解除することができるものとする。

1 3 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないことが判明したものの。
- (2) 提出期限、提出方法、提出場所、所定の様式を守らなかったものの。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったものの。
- (4) 審査を行う委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたものの。
- (5) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があったものの。
- (6) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったものの。

1 4 その他留意事項

- (1) 参加にあたって必要となる費用は、全て参加者の負担とする。

- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルの手続きによる事業者の選定以外の目的では使用しない。ただし、本件に係る情報公開請求があった場合には、大東市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザル手続きのため、必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 書類提出後、原則、書類の追加・差し替え・修正は認めない。
- (6) 書類提出後、原則、業務実施体制、管理技術者及び担当技術者の変更は認めない。
- (7) 企画提案書に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、事業者の負担とする。
- (8) 企画提案書の著作権は事業者に帰属するが、契約した事業者の企画提案書の著作権は、市に帰属するものとする。
- (9) 価格提案を除く評価点の合計が54点に満たない場合、契約候補者として選定しない。
- (10) 参加者が1事業者であった場合でも、価格提案を除く評価点の合計が54点以上であれば、当該事業者を契約候補者として選定する。
- (11) 企画提案(50点)の評価点が著しく低く、業務遂行に支障があると認められる場合は、契約候補者に選定しないことがある。
- (12) 参加者は、契約候補者選定後において、実施要領等の内容の不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。

15 担当窓口

部署名：教育委員会事務局 教育総務部 学校管理課

住 所：〒574-0076 大東市曙町4-6 大東市民会館5階

T e l：072-870-9676 (ダイヤルイン)

F a x：072-872-2941

E-mail：gakuji@city.daito.lg.jp

資料

- 大東市小中学校長寿命化計画改定業務に係る公募型プロポーザル審査要領
- 大東市小中学校長寿命化計画改定業務委託仕様書
- 対象施設一覧
- 様式集

様式の名称	様式番号	備考
参加申込書	様式第1号	
誓約書	様式第2号	
会社の業務実績書	様式第3号	
業務実施体制調書	様式第4号	
会社概要書	様式第5号	大東市入札参加資格者名簿に登録がない場合のみ

関連資料

- 大東市小中学校長寿命化計画